

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式 再リース (令和 6 年度第 4 四半期)

2 契約の相手方

N E C キャピタルソリューション株式会社 関西支店

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム用の端末のうち令和 2 年 1 月 1 日から長期継続契約にて借入を行っている 147 台について、令和 6 年 12 月末をもって契約期間が満了となる。

また、同システム用のサーバは、地方公共団体情報システム機構が定める機器仕様の更改時期の関係から、令和 8 年 1 月に次期機種更新を予定している。

本件の端末については、スケールメリット及び合理性の観点から、別契約の端末 101 台 (令和 7 年 12 月 31 日までリース延長予定) とともに、サーバ機種更新に合わせて令和 8 年 1 月 1 日に一括更新を行うこととしており、それまでの期間は再リースを行い継続使用する。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間 (借入期間 : 令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日) に限って、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により N E C キャピタルソリューション株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ (電話番号 : 06-4305-7345)

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末機器一式（その2）再リース（令和6年度第4四半期）

2 契約の相手方

NECキャピタルソリューション株式会社 関西支店

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム用の端末のうち令和2年3月23日から長期継続契約にて借入を行っていた101台について、令和5年3月末をもって契約期間が満了となり、令和5年4月1日から令和6年12月末まで再リースを行っている。

また、同システム用のサーバは、地方公共団体情報システム機構が定める機器仕様の更改時期の関係から、令和8年1月に次期機種更新を予定している。

本件の端末については、スケールメリット及び合理性の観点から、別契約の端末147台（令和7年12月31日までリース延長予定）とともに、サーバ機種更新に合わせて令和8年1月1日に一括更新を行うこととしており、それまでの期間は再リースを行い継続使用する。

以上のことから、リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間（借入期間：令和7年1月1日から令和7年3月31日）に限って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりNECキャピタルソリューション株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式 再リース

2 契約の相手方

F L C S 株式会社 関西支店

3 随意契約理由

大阪市戸籍情報システム用サーバ及び周辺機器一式（以下、「現行サーバ機器」という。）については、FLCS 株式会社と令和元年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで長期継続契約にて機器保守を含めたリース契約を結んでいるが、間もなくリース期限満了を迎える。

戸籍情報システムについては、令和 8 年 1 月よりクラウド環境に移行する方針であるが、リース期間満了後も令和 7 年 12 月 31 日まで現行サーバ機器の使用期間の延長が業務上、必要であることから、相当と認められる期間（借入期間：令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）に限って賃貸借契約の継続を行わない場合、現行サーバ機器の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）